

被災地子どもの夢実現事業企画運営業務 公募型プロポーザル企画提案仕様書

1 業務名

被災地子どもの夢実現事業企画運営業務

2 業務の目的

本事業は、平成30年7月豪雨の被災地において、子どもたちが日ごろから抱いている夢を実現するイベントを開催することで、被災された子どもたちやその家族の明るく前向きな気持ちを後押しするとともに、復興への歩みの中で育んだ地域内外の方々との絆や交流をより一層深め、未来へ向けて夢や希望を持って歩んでいただくきっかけづくりに資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

4 委託上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

下記（1）～（3）の内容による被災地子どもの夢実現事業の実施に必要な一切の業務を行うこと。開催に当たっては、平成30年7月豪雨で被災した自治体や教育機関等と連携し、事業目的に沿った内容とすること。

（1）被災地の子どもを対象とした体験型イベントの開催

令和2年度に実施した「子どもたちが実現したい夢アンケート」の結果、開催希望が多かった体験型イベントを下記のとおり開催すること。

【日 程】令和5年9月2日（土）、3日（日） ※会場設営・撤去を含む

【会 場】西予ちぬやパーク、愛媛県歴史文化博物館多目的ホール（西予市宇和町）

【実施業務】

①企画・運営に関すること

会場の使用条件を遵守するとともに、来場者の安全や周辺環境への影響等に配慮のうえ、以下の実施例を参考に体験型イベントの企画・運営を行うこととし、体験型イベントの名称は愛媛県と協議のうえ決定すること。

なお、体験型イベントへの参加料については、キッチンカー、ランタンイベント等での販売を除き、原則無料とすること。

○前夜祭イベント（9月2日）

ランタン等を使用した夕刻のイベントを実施することとする。

3時間程度の一般来場者参加型イベントとする。

会場の設営や音響、照明の設置

[実施例] (9月3日)

○職業体験イベント

警察官、消防士、救命・看護体験、自動車整備、お菓子づくり

○遊具体験イベント

アスレチック遊具 (エア式スライダー)、トランポリン

○ステージイベント

キャラクターショー、ダンスパフォーマンス、地元団体の出演

○グルメ体験イベント

ご当地グルメやスイーツのキッチンカー出店

②実施体制の構築に関すること (イベント当日のスタッフの手配等)

③当日の進行、運営スケジュールの管理

④運営マニュアルの作成、スタッフへの説明

⑤会場の設営や音響、照明、遊具等の設置及び撤去

⑥出演者との交渉・連絡調整及び出演に要する経費 (宿泊交通費含む) の支払い

⑦交通規制の広報・周知 (規制看板等の運搬・設置・確認・撤去含む)

⑧来場者用の駐車場の手配・管理

⑨事故等緊急時の対応

⑩会場の安全管理 (感染症対策も含む)

⑪イベントのリスク軽減対策 (イベント運営に係る損害賠償責任保険の加入等)

⑫来場者情報の管理・集計や整理券等の配布

⑬会場側の担当者との連絡調整

⑭その他、イベントの運営に必要な業務 (雨天時や延期・中止に伴う対応など)

(2) 広報及び情報発信

体験型イベントへの誘客につなげるため、西予市をはじめとした被災地域の子どもたち等への効果的な広報・周知に努めること。

[実施例]

○チラシ、ポスター等の配布による情報発信

○既存のホームページやSNS等を活用した情報発信

○西予市や教育機関等と連携した地域住民向けのPR

(3) 来場者へのアンケート

事業成果の検証及び今後の事業の参考とするため、来場した子どもたちを対象としたアンケート調査を実施し、事業成果として報告すること。

[アンケート項目例]

○イベントに対する評価

○将来、実現したい夢

6 事業計画書及び報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的

な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。なお、本業務の趣旨に合致するものであって、本業務の目的達成に資するものと県が認める場合にあつては、委託上限額の範囲内において、県と受託者と協議の上、本業務仕様書の一部変更・修正等を行うことができるものとする。

- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 秘密保持

- ①本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ②本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年10月16日愛媛県条例41号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合がある。

おって、疑義がある場合は愛媛県に協議することとする。

10 その他

業務の実施にあたっては愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。